農地中間管理事業応募申込書

年 月 日

	中間管理機構) 団法人静岡県農	* 実に聞い	社珊 東長	様) 1 F	7
五無江口	当仏八伊岡尔辰	未派兴石	江垤尹以		· 番号	4:	17-8601				
				· 住		富	士市永田田	打1 — 1	100		
				•	リガナ			フシ ゛	イチロウ		
				氏	名又は名	称	Ē	富士	市良	ß	(EII)
				電	 話番号	0	0545-51-0123				
※氏名が自署でない場合は認印を、法人の場合は社印を、押 印願います。											
	公益社団法人 のとおり応募し							・富士 ・富士	 市全域 東部		ink.
		A 7 0 'A	40, 600			- T	展》,五五	・浮島			
1 応募	募の内容			記					かを記入し	てください。	
					 内			容/	/ 210/10		
	域内にチェック 受希望地 へ希	望市町名	富士市		3望区域名	宫	士市全域	1室	<u>✓</u> 区域が複数(
				211.				合:(<u>○/全□ペ〜</u> いずれか(こチェック	
	[域内外の別]		募区域 内	□01.	日公		· ·	1	(裏面参照		
借受者 の区分	☑1:認定農業者	□2:認 者	者業所得以上の農業者伝入・農業参入企業								
【農家、 経営体】	□34:利用権設 定の受け手		落営農経営 農業団体)		落営農経営 営農組織)		6:今後育成 農業者	戈すべ	1,1	業者等に属る	
	希望地目		田		畑	•	樹	園地		物を、以下を	
借受け	希望面積(a)	10	00 a		50	a				で、ダーでで番号を記入	
を希望する農の	作付予定作目 【右表から選	(例:4)	1	6			してください。			ごさい。	
用地の予定	択(複数選択 可)し番号を 手以上にチェック	8 施設有	《稲、2 麦、3 大豆、4 そば、5 飼料米、6 豆設花き、9 花木、10 花き、11 果樹、12 茶、 文草、16 苗木、17 育苗、13その他()								
	受希望期間	□ 10年ま		EDI F	ロマの併	1 ()	1			
IH >	I .					2 (,	0 ===	+ lik (A D)		
経営	農用地等規模	経宮面積 (例:1)	A	500 a (例:9)	内借地B		(例:5)		有地(A-B)	20	00 a
状況	主な作目とその	(191] : 17	1	(191] : 9)	6	40000000000000000000000000000000000000	(191] : 5)	12			
	面積【上記作物番号から選択】		300 a		15	0 a		5	<mark>0</mark> a		
借受理由(複数回答可) ☑ 規模拡大、 ☑				☑農	作業効率の	化、	口その	Į,	見在の経営で	面積と経営	
2 確請	2 確認事項 内容 (作目と面積) を										
応募の自動継続希望の有無 □ 自動継続 □ 自動継続 □ □ 自動継続 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □											

(記載上の注意事項) 次ページもご覧ください。

※複数の区域を希望する場合は、区域名毎にそれぞれの申込書を作成し、「借受け希望地」の行の最右欄に 『分子(何枚目の申込書か)/分母(申込書全体の枚数)』を記載してください。 なお、「経営状況」欄は、複数の申込書の内の1枚目の記入(1枚の記入は必須)のみで結構です。

※申込みの有効期間は、1年ごとに自動継続となります。自動継続を希望しない場合は、2確認事項の「応募の自動継続希望の有無」欄の「 \square 自動継続を希望しない。」に \square を記入してください。記入のない場合は自動継続扱いとなります。

※□には該当する項目に図を記入してください。希望市町名、希望区域名、借受けを希望する農用地の面積等は、その内容を記載して下さい。「経営状況」については現在の経営の内容を記載してください。

(参考) 1 畝 = 1 アール =1a、1 反=10アール=10a、1ヘクタール=10反=100アール = 100a =1 ha です。

※「借受者の区分」は、下表を参考に記入して下さい。

別紙1 担い手等の区分【国資料に一部解説挿入,明確な名称変更は記載を変更。それ以外は原本重視。】

区分1:認定農業者			集積面積の根		
		経営体の根拠となる資料	自己所有	借入地	特定農作業 受託託
		農業経営改善計画 (新たに認定を受けた人は、 もとの属性からの変吏と面積の確認。再認定を しなかった 人は、水準到達者へ移行させる。)			
2:認定新規就農者		青年等就農計画 (新たに認定を受けた人は、 行を迫加 し、各項目を記載す る。)			
3:基本 構想水 準到達 者【1,2 以外の	31:市町基本構想 に定める年間 農業所得以上 の農業者	市町が作成するリストに よる (将来水準に到達する見込み の経営体も現状を記載する。)	農地基本台帳		(作業受託 面積を個別 に算い場合 は、別町にお ける1人 たりの記載す できる。)
	32:農地所有適格法 人・農業参入企業	農業委員会にて確認 (認定農業者以外の参入企業 はすべて 本襴に含める。)			
者】	33:認定就農者	就農計画の認定を受けた 者	就農計画又は農		
	34:利用権設定の 受け手	利用権設定台帳			
4:集落営農経営 (特定農業団体) 5:集落営農経営 (集落営農組織) 6:今後育成すべき 農業者 7:認定農業者等に属 さない農外から参 入した企業		市町が作成するリストに よる (組織や 複数戸で農作業を受託している場合は 5:集落営農に記載する。)	農地基本台帳 (農地基本台 帳)		

※基本構想水準到達者の区分で、複数の区分に該当する経営体は、32>33>31>34の順に上位の区分で記載する。 ※期間借地は、3月31日時点で耕作している経営体としてカウントする。

※記載については、様式表下にある留意事項に沿って記入してください。

「基本構想」:農業経営基盤強化促進法 第6条第1項に規定する農業経営基盤の促進に関する基本的な構想以下 「市町村基本構想」というところの基本構想を示す。